

教育委員会 7月定例会

教育長報告（1）

臨時代理の報告について（職員の処分について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2012年（平成24年）7月26日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、職員の処分について、次のとおり臨時に代理する。

2012年（平成24年）6月26日

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（第16条及び第17条を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

職員の処分について

職員の処分について，次のとおり決定する。

2012年（平成24年）6月26日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

処分

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは，職員の処分について，決定する必要がある。